

## 基本的方向7 安心して生活できる体制の構築

### 施策の主な対象 乳幼児期～ポスト青年期の子ども・若者

子ども・若者が抱える困難な状況は多岐にわたっており、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護などの各分野の関係機関、団体が相互に連携し、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援が必要です。

このため、NPOとの協働や市町村における相談対応の促進など地域の実情に応じた総合的な相談・支援体制を確立するとともに、関係機関等の連携・協力体制を強化し、子ども・若者の育成支援に関わる支援者、協力者を養成する等、困難を有する子ども・若者が安心して生活できる体制の構築を図ります。

また、子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。

### 施策の方向16 総合的な相談・支援体制の確立

#### ① 総合的な相談・支援体制の確立

- NPOとの協働による相談支援拠点の体制強化
- 社会参加の機会につながる安心して過ごせる居場所や交流・活動する場の整備
- より身近な相談窓口となる市町村における相談対応の促進

#### ② 相談しやすい環境づくり

- 最も身近な支援者となる家族への支援の充実・強化
- 適切な情報提供やともに支え合い学び合う場の確保
- 継続的な周知・広報の取組みを通じた県民理解の促進

### 施策の方向17 重層的な子ども・若者支援ネットワークの構築

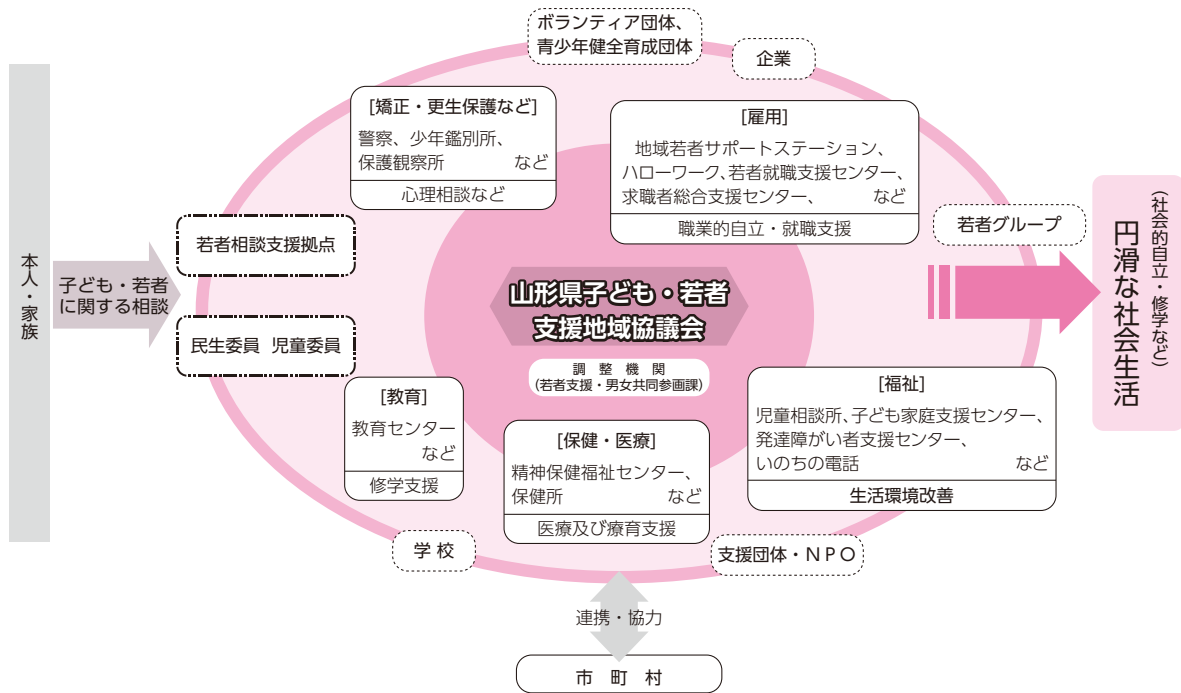
#### ① 主体や分野を越えたネットワークの構築

- 「山形県子ども・若者支援地域協議会」を活用した、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護などの各分野における関係機関等による相互の連携・協力体制の強化
- 市町村、民生委員・児童委員等との連携による地域支援ネットワークの構築
- 子ども・若者のライフサイクルを踏まえた継続的な支援体制の整備

#### ② 支援者、協力者の養成、確保

- 相談支援機関、団体、NPO等における支援者の養成と支援対応能力の向上
- 民生委員・児童委員と協働した地域での支援の仕組みづくり
- 学生ボランティア、若者グループ等同世代又は年齢の近い世代による支援の仕組みづくり

山形県子ども・若者支援ネットワークの体系図



山形県子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者支援地域協議会は、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対し、効果的かつ円滑な支援を図ることを目的に、子ども・若者育成支援推進法により地方公共団体に設置が求められているものです。

本県では平成24年に設置し、教育、保健・医療、福祉、雇用、矯正・更生保護など、各分野の構成機関や民間団体が連携・協議する場として、分野や主体の境界を越えた顔の見える関係づくりを進めています。